

政令第二百六十二号

平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法等の一部を改正する法律等（平成二十四年法律第九十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第一条 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「附則第七条第二項」を「附則第七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第七条第二項」に改め、同条中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「政令で定め

る率は、〇・九七八」を「当該年度の国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定の基準となる率に〇・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率は〇・九九〇とし、当該各号に掲げる規定に規定する〇・九七八に当該政令で定める率を乗じて得た率を基準として政令で定める率は〇・九六八」に改め、同条第一号中「附則第七条第二項」を「附則第七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第七条第二項」に改め、同条第二号中「附則第八条第二項」を「附則第八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第八条第二項」に改め、同条第三号中「附則第二十七条第二項」を「附則第二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七条第二項」に改め、同条第四号中「附則第二十八条第二項」を「附則第二十八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十八条第二項」に改め、同条第五号中「附則第二十九条第二項」を「附則第二十九条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十九条第二項」に改め、同条第六号中「附則第五十二条第二項」を「附則第五十二条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十二条第二項」に改め、同条第七号中「附則第五十三条第二項」を「附則第五十三条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十三条第二項」に改める。

第一条の二第四項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第七条第一項」を「附則第七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第七条第一項」に、「四十万二千九百円」を「三十九万八千八百円」に改める。

第二条中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第八条第一項」を「附則第八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第八条第一項」に改める。

第四条の見出し中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に改め、同条第一項中「平成二十四年四月以降」を「平成二十五年十月以降」に、「附則第二十七条第一項」を「附則第二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七条第一項」に改め、同項の表第四欄中「七十八万六千五百円」を「七十七万八千五百円」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「〇・九八七を」を「〇・九七七を」に、「〇・九九〇を」を「〇・九八〇を」に、「〇・九九三」を「〇・九八三」に、「〇・九七七」を「〇・九八七を、平成二十三年一月以後の被保険者期間のみがあるときにあつてはその額に〇・九九〇」に改め、同条第二項中「附則第二十七条第一項」を「附則第二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七条第一項」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「〇・九八七

」を「〇・九七七」に、「〇・九九〇」を「〇・九八〇」に、「〇・九九三」を「〇・九八三」に、「〇・九九七」を「〇・九八七を、平成二十三年一月以後の被保険者期間のみがあるときにあってはその額に〇・九九〇」に改め、同条第三項中「附則第二十七条第一項」を「附則第二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七条第一項」に改め、同項の表第四欄中「〇・九七八」を「〇・九六八」に改め、同条第四項中「附則第二十七条第一項」を「附則第二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七条第一項」に改め、同項の表第四欄中「七十八万六千五百円」を「七十七万八千五百円」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に改め、同条第五項中「附則第二十七条第一項」を「附則第二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七条第一項」に、「次項の規定」を「次条の規定により読み替えられた次項の規定」に改める。

第五条第一項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第二十八条第一項」を「附則第二十八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十八条第一項」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「〇・九八七」を「〇・九七七」に、「〇・九九〇」を「〇・九八〇」に、「〇・九九三」を「〇・九八三」に、「〇・九九七」を「〇・九八七を、平成二十三年一月以後の被保険者期

間のみがあるときにあつてはその額に〇・九九〇」に改め、同条第二項中「附則第二十八条第一項」を「附則第二十八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十八条第一項」に改め、同項の表下欄中「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「〇・九八七」を「〇・九七七」に、「〇・九九〇」を「〇・九八〇」に、「〇・九九三」を「〇・九八三」に、「〇・九九七」を「〇・九八七を、平成二十三年一月以後の被保険者期間のみがあるときにあつてはその額に〇・九九〇」に改め、同条第三項中「附則第二十八条第一項」を「附則第二十八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十八条第一項」に、「第九十三条の二中」を「平成十六年改正政令第三条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第九十三条の二中」に改め、同条第四項中「附則第二十八条第一項」を「附則第二十八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十八条第一項」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に改める。

第六条第一項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第二十九条第一項」を「附則第二十九条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十九条第一項」に改め、同項の表下欄中「〇・九七八」を「〇・九六八」に改め、同条第二項中「附則第二十九条第一項」を「附則第二十

九条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十九条第一項」に、「第一百六条の二中」を「平成十六年改正政令第三条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第百十六条の二中」に改め、同条第三項中「附則第二十九条第一項」を「附則第二十九条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十九条第一項」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に改める。

第七条第一項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第二十九条第一項」を「附則第二十九条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十九条第一項」に改め、同項の表下欄中「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「三十六万八千八百六十二円」を「三十六万五千九十一円」に、「七十八万六千五百円」を「七十七万八千五百円」に、「二十二万六千三百円」を「二十二万四千元」に、「四十五万二千六百円」を「四十四万八千元」に、「七万五千四百円」を「七万四千六百円」に、「十八万四千四百三十一円」を「十八万二千五百四十五円」に、「十五万八百元」を「十四万九千三百円」に、「二十六万四千元」を「二十六万三千三百円」に、「三二六、三〇〇円」を「三二四、〇〇〇円」に、「四五二、六〇〇円」を「四四八、〇〇〇円」に、「五二八、〇〇〇円」を「五二二、六〇〇円」に、「七五、四〇〇円」を「七四、六〇〇円」に改める。

第十一条第二項中「以降の各年度」を削り、「当該年度の前年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十三年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率（一を上回る場合にあっては、一）」を「〇・九九〇」に改める。

第十二条の見出し中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に改め、同条第一項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五十二条第一項」を「附則第五十二条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十二条第一項」に改め、同項の表廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第一項第二号及び第二十六条第二号の項中「七十八万六千五百円」を「七十七万八千五百円」に改め、同条第二項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五十二条第一項」を「附則第五十二条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十二条第一項」に改め、同項の表第四欄中「〇・九八七」を「〇・九七七」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に改め、同条第三項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五十二条第一項」を「附則第五十二条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十二条第一項」に改め、同条第四項中「平成

二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五十二条第一項」を「附則第五十二条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十二条第一項」に改め、同項の表下欄中「〇・九八七」を「〇・九七七」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に改める。

第十三条第一項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五十三条第一項」を「附則第五十三条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十三条第一項」に改め、同項の表第四欄中「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「九十六万四千三百円」を「九十五万四千四百円」に改め、同条第二項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五十三条第一項」を「附則第五十三条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十三条第一項」に、「〇・九七八」を「〇・九六八」に改め、同条第三項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第五十三条第一項」を「附則第五十三条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十三条第一項」に改め、同項の表第十五条第六項の項中「〇・九七八」を「〇・九六八」に改める。

第二十条の見出し中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に改め、同条第一項中「平成二十四年四月」を「平成二十五年十月」に、「附則第四条及び第五条」を「附則第四条の二の規定により読み替

えられた平成十六年国共済改正法附則第四条及び平成十六年国共済改正法附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年国共済改正法附則第五条」に改め、同条第二項中「附則第四条第一項又は第五条第一項」を「附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年国共済改正法附則第四条第一項又は平成十六年国共済改正法附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年国共済改正法附則第五条第一項」に改め、同項の表下欄中「〇・九七八」を「〇・九六八」に、「一・二五四八二九」を「一・二四二九七五」に、「一・二四九四九五」を「一・二三七六九五」に、「一・二二四六〇〇」を「一・二一三〇五五」に、「一・二一三九三一」を「一・二〇二四九五」に、「七十二万七千四百六十円」を「七十万六千三百七十三円」に、「三万六千三百七十円」に、「一・〇〇七六五八」を「〇・九八一六五」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項の表第六条の四第三項及び第六条の五第二項の項中「八万八千五百円」を「八万五千

八百円」に改める。

第九十四条及び第一百七十七条中「十一万二千四百円」を「十一万二千二百円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十五年九月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

2 平成二十五年九月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下

「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保

険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

3 平成二十五年九月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支

給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従

前の例による。